

時代と経済環境の変化に影響されるとはいえ、利用されない原因を究明し、その利用促進の方法を検討されたい。

なお、林業改善資金借用証書の借入者記名捺印欄に法人名、所在地の記載はあるものの法人代表者名の記入の無いものがあつた。契約書の作成にあつては十分な注意を払うべきである。

(表 25) 就業準備金の貸付実績

年 度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
貸 付 件 数	2 企 業	1 組 合	1 組 合
対 象 人 数	2 名	2 名	2 名

19. 林業就業促進資金 (No26)

＜森林環境部 林業振興課＞

【概 要】

本制度は林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき平成 9 年に創設された資金である。

県の単独事業であるが、3分の2が国からの補助金、3分の1が県の一般財源の割合で貸付財源としている。

- 貸付資金の種類
就業しようとする者に対して①就業研修資金、②就業準備資金
認定事業者に対して③就業研修資金、④就業準備資金
- 償還期間： ①②は20年以内③④は13年以内 (据置期間4年以内含む)

【指摘または意見】

(27) 制度の広報等の見直しを図るべきもの

平成9年度にこの貸付制度ができて以来、就業準備資金の資金以外は利用されたことがない。現在59の対象事業体があり、県においても説明会を行い、PRしているが利用が少なく(表25)、研修資金については別途設けられている技術・技能の向上事業の助成金制度が利用されている。

当制度は創設されて5年目であり融資枠2,400千円、造成額10,800千円という小額な資金であるが、上記のような利用状況ではこの資金の目的を達成することはできないので広報等の検討が必要である。

また、財団法人山梨県林業公社から山梨県林業労働センターの実績報告書を県に提出することになっているが、平成13年度に提出がない。

また、13年度の手続きは次のようになっている。

14年2月：27日に北都留森林組合が労働センターに申し込み

14年3月：1日に公社が県に申請、20日決済、21日借用書作成、29日支出

採用時期が年度末に重なる場合があるが、実績報告書を作成しその効果を検討すべきである。

20. 母子寡婦短期援助資金 (No28)

<福祉保健部 児童家庭課>

【概要】

母子及び寡婦福祉法に該当しない県単独の貸付金であり、療養・冠婚葬祭・営業(営農)・住宅関係・緊急資金を、母子寡婦福祉連合会に委託して1口2万円で5口(営業は10口)までを6ヶ月間措置5ヶ月間で返済する短期の貸付金である。貸付金の流れは以下のようになっている。

- 貸付金の流れ
 県 → 母子寡婦福祉連合会 → 母子寡婦
- 貸付金 : 2千万円 80万円
- 利率 : 無利子 3%
- 期間 : 年度内返済、よって年度末残高なし

【指摘または意見】

(28) 貸付率が低く、貸付制度を見直すべきもの

平成10年度から平成13年度までの貸付実績は表26のようになっている。また、昭和60年度から平成13年度の17年間で237件2,072万円の融資実績となっており、利用実績は少ない。このように、融資実績が少ないにもかかわらず、県から母子寡婦福祉連合会に対して平成12年度、13年度とも2,000万円の貸付がなされている。

必要ならば、利率の見直し、貸付制度の周知を図る広報の充実などについて検討するとともに、連合会への貸付金額を実績水準に減額すべきである。

なお、母子寡婦福祉連合会の決算書に、貸借対照表がなく、財産目録はあるが固定資産の項目がなく、借入金2,000万円が記載されている。また、この短期援助資金特別会計の収支決算書の次期繰越収支差額は21,277,631円となっている。決算書の作成について指導されたい(貸付要綱13条3項)。

(表26) 貸付実績の推移

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
貸付金額	800	1,000	900	800
件数	7	8	7	7
貸付割合	4%	5%	4.5%	4%

(注) 貸付割合は、2千万円に対する貸付金の割合である。

21. 母子・寡婦・父子福祉資金 (No29, 30, 31)

<福祉保健部 児童家庭課>

【概要】

母子・寡婦福祉資金については、母子及び寡婦福祉法に基づき国からの福祉資金特別会計への貸付けとを合わせた財源で、また父子福祉資金貸付けは山梨県父子資金貸付金要綱により貸付けを行っている。

母子とは20歳未満の子供がおり、寡婦とは20歳以上の子供がいる家庭であり、これらの者に対して母子及び寡婦福祉法により、県が各地域振興局を通じて直接貸付けている。

国から借入れ特別会計により処理しており、国への返済は、繰越金が大きくなると返済し、少なくなると借入れる方式となっている。

貸付けは、貸付申請書等により申請が行われた翌月に貸付調査・貸付審査会・貸付決定が行われその翌月上旬には貸付けが実行されている。

資金の種類は事業開始資金から児童扶養資金まで13の資金が用意されており、修学資金の利用が50%をこえている。

本資金の貸付けの性格は貸付要綱の保証人の解説にみられるように、個人的縁故に頼ることのできない母子家庭の保護に重点がおかれ相互保証の活用、あるいは母子福祉団体の役員に協力を求める等、格別の配慮がなされている。

貸付金の残高の状況は表27-1、表27-2のようになっている。

(表27-1) 母子福祉資金

年度	貸付件数	貸付額	回収額	収入未済額	残高
12年度	226	114,180	113,944	47,759	770,630
13年度	175	79,979	117,079	54,463	740,529

(単位：千円)

(表27-2) 寡婦福祉資金

年度	貸付件数	貸付額	回収額	収入未済額	残高
12年度	13	9,985	22,689	6,594	100,898
13年度	19	11,394	21,277	6,497	91,014

(単位：千円)

【指摘または意見】

(29) 回収に努力すべきもの

平成13年度の貸付金の利子違約金も含む償還状況は表28-1、表28-2のようになっている。

(表 28-2) 母子福祉資金の償還状況

年度	調定額	回収額	未収入金	償還率
現年分	129,455	108,994	20,461	84.2%
過年度	47,780	11,674	36,106	24.4%
計	177,236	120,668	56,567	68.1%

(単位：千円)

(表 28-1) 寡婦福祉資金の償還状況

年度	調定額	回収額	未収入金	償還率
現年分	23,279	20,372	2,907	87.5%
過年度	6,594	2,333	4,261	35.4%
計	29,874	22,705	7,169	76.0%

(単位：千円)

また、母子寡婦福祉資金特別会計の平成 9 年以降の償還率（調定額に対する利子を含む償還額の割合）は 79%から 69%と 10%も減少している（表 29）。

滞納については県、市町村母子相談員が据え置き期間中から返済の準備するよう指導を行い、1 回滞納がおきるとリストが出され個別訪問をして相談指導をしているところである。

しかし、母子寡婦福祉資金特別会計の平成 13 年度滞納累積額は 63,737,097 円となっており、不況の影響があるとはいえ、償還率が年々悪化している状況にある。回収に努力すべきである。

(表 29) 償還率の推移

年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
償還率	79.0%	76.8%	76.3%	72.4%	69.2%

(30) 回収不能なものについて不納欠損処理すべきもの

母子福祉資金は、昭和 38 年までは、免除等により不納欠損処理（272,497 円）を行っていたが、昭和 39 年から昭和 57 年までは、収入額を調定額として処理してきたことにより形式的に未収入金はないものとされていた。それ以降の未収入金が生じているが、不納欠損処理が行われず、平成 13 年度で 56,546 千円の未収入金（滞納者 198 人）がある。

また、寡婦福祉資金では、昭和 62 年から不納欠損処理を行わず、未収入金が 7,169 千円（滞納者）がある。状況を精査し、回収不能なものは、不納欠損処理を行うべきである。

22. 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金 (No32)

< 福祉保健部 国保援護課 >

【概要】

国民健康保険診療報酬支払資金貸付要綱に基づき、国民健康保険診療報酬支払業務の円滑化を図るために、国民健康保険団体連合会（以下、連合会とする。）に貸付けるものである。

- 貸付額：100,000 千円
- 貸付利子：無利子
- 貸付期間：1 年間、よって年度末残高なし

【指摘または意見】

(31) 貸付制度を検討すべきもの

各保険者（市町村）が国民健康保険診療報酬の支払に支障をきたした場合に、連合会が保険者に代わって立替払いすることになっている。当該立替払いの原資として県から連合会に 1 億円が貸付けられている。

しかし、最近 10 年間には立替払いの実績はないので、制度そのものを廃止する方向で検討されたい。

23. 民間社会福祉施設振興資金貸付金 (No34)

< 福祉保健部 福祉保健総務課 >

【概要】

県内の民間社会福祉事業の健全化を図るための貸付金である。

県から山梨県社会福祉協議会へ無利子で貸付けられ、個々の施設には山梨県社会福祉協議会から 2%（同様の国の制度貸付は変動金利であり 1.5%から 1.7%）で貸付けられている。平成 13 年度末残高は 21 百万円である。

【指摘または意見】

(32) 貸付契約が申請より早いので申請について見直しすべきもの

平成 13 年度において、貸付契約は毎年 4 月 1 日であるが、山梨県社会福祉協議会からの申請は 6 月以降となっており、制度貸付の目的性や有効性の判断の前に貸付ける形となっている。

なお、平成 14 年度から 4 月 1 日に申請するように改正されているが、申請即貸付となるので、適切な審査の時間が確保されるように申請日を見直されたい。

(33) 貸付金額及び貸付制度の見直しをすべきもの

当該貸付の返還は個々の施設からの山梨県社会福祉協議会への償還金とその年の貸付金から運営資金と整備資金を引いた執行残高の合計が年度末に返還されている。平成7年からの貸付金は毎年3千万円であるが、執行残高が表30のとおりであり、慢性的に必要な額以上の金額を山梨県社会福祉協議会へ無利子で貸し付けていることになる。これでは制度貸付の目的が達成されているとはいえない。毎期の貸付金額の見直し、さらに制度自体の見直しが必要と思われる。

(表30) 民間社会福祉施設振興貸付金の推移

年 度	山梨県社会福祉協議会			執行残高 ①-②
	県貸付金 ①	運営資金	整備資金	
平成7年	30,000	1,000	8,000	21,000
8年	30,000	1,000	3,000	26,000
9年	30,000	-	-	30,000
10年	30,000	-	-	30,000
11年	30,000	-	7,700	22,300
12年	30,000	2,000	3,000	25,000
13年	30,000	2,000	15,000	13,000

(単位 千円)

24. 高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金 (No38, 37)

<福祉保健部 長寿社会課、障害福祉課>

【概 要】

条例に基づき、高齢者及び重度心身障害者の居室等を整備するために必要な資金を貸付けることにより、これらの福祉向上を図るために、高齢者又は重度心身障害者及びこれらと同居するものに貸付けるものである。

借入の申請、資金交付は市町村社会福祉協議会（以下、市町村社協とする。）、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下、県社協とする。）を通じて行い、償還は県社協を通じて行う。また、審査は県社協内の貸付審査会において行う。

貸付金の流れ等は次のようになっている。

- 資金の流れ：
 県 → 県社協 → 市町村社協 → 借受者
- 貸付限度額：2,264千円
- 貸付利子：3%以内
- 貸付期間：10年以内

【指摘または意見】

(34) 貸付制度を検討すべきもの

他の融資制度（住宅金融公庫、県社協の生活福祉資金等）を利用した貸付に利用者が流れているため、最近2年間は利用実績がない。また、県社協の生活福祉資金に比べて、融資決定の迅速性、保証人の人数及び条件、市町村の利子補給等の面で使い勝手が悪く、今後の利用があまり見込めないため、制度そのものの必要性等を検討することが必要である。なお、平成13年度の政策アセスメントにおいて2年間（平成14、15年度）の経過をみて、上記県社協の生活福祉資金への統合等を検討中である。

(35) 条例の遵守が必要と認められるもの

(7) 条例では連帯保証人2名の要件は申請者と同一市町村内に居住するものと規定している（第5条2項3号）。しかし、運営上非常に厳しい要件であるため、申請者と同一市町村内の居住にかかわらず、2名の連帯保証人がいれば連帯保証人の要件は満たしているものとしている。条例の遵守が必要である。

(4) 条例では借受者が償還期日までに返還しないときは、延滞元金につき年10%の割合をもつて延滞利子を徴収すると規定している（第9条）。しかし、現実には延滞が生じた場合でも未だ延滞利子を徴収したことはない。条例の遵守が必要である。

なお、「借受人が災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、貸付金の償還が困難になったと認めるときは、償還を猶予することができる。」（条例第10条）及び「借受人が死亡した等の場合であつて貸付金の償還が著しく困難になったと認めるときは、未償還の全部又は一部を免除することができる。」（条例第11条）ので、これらの規定を弾力的に適用することも検討されたい。

(36) 借入書の利率訂正を適正に行うべきもの

既存の借入書は旧利率が印刷されているため、現行の利率へ変更するに当たり修正シートで消した後に記入しているが、適正な借入書を用意すべきである。

(37) 竣工後の同居の事実を確認すべきもの

県条例3条において高齢者と同居するものとは、竣工後すみやかに同居することを意味しているため、竣工後は住民票の提出により同居の確認を行うことが適切である（県厚生部長通知：平成8年11月14日、長第6-27号）とされている。しかし、融資の実行に際しては融資条件を満たしているか現地確認が原則であり、現状では住民票等による同居の確認も行われていないので少なくとも住民票等による同居の確認は行うべきである。

(38) 滞納貸付元金・貸付利子の回収に一層努めるべきもの

平成13年度末現在滞納貸付元金・貸付利子が表31のとおり生じている。債権管理台帳（居室整備貸付金償還状況表）において管理され、督促等も行っている。保証人を含めた滞納者懇談会の開催及び実態調査表を作成し回収に努めているが、一層の滞納債権の回収に努めるべきである。また、本人死去及び保証人所在不明債権については不納欠損の手続を検討することも必要である。

(表31) 平成13年度末滞納金の状況

区分	滞納貸付元金	滞納貸付利子
高齢者	32,743,328円	5,086,795円
重障者	22,367,550円	3,298,910円
合計	55,110,878円	8,385,705円

25. 山梨県看護職員修学資金 (No40)

<福祉保健部 医務課>

【概要】

看護職員の養成施設に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を習得しようとする者で、卒業又は終了後山梨県内で看護職員の業務に従事しようとするもの、無利子で修学資金を貸与し学生の修学を容易にすることにより、看護職員の確保及び資質の向上を図る。

● 貸付額

保健師、助産師、看護師修学資金

公立養成施設の学生 月額 3万2千円

その他の養成施設の学生 月額 3万6千円

准看護師修学資金

公立養成施設の学生 月額 1万5千円

その他の養成施設の学生 月額 2万1千円

大学院修学資金 月額 8万3千円

- 貸付期間 : 貸与を決定された月から正規の修業期間を終了する月まで
- 修学資金の免除制度 :

この免除制度には、当然免除と裁量免除がある。

① 当然免除

卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後直ちに条例の定める県内の施設に引き続き5年以上看護職員の業務に従事した場合。この施設の種類は全額免除が12類型、半額免除が2類型ある。また大学院の修士課程修了者については修了後

直ちに条例の定める県内の施設に5年以上看護職員の業務に従事した場合に全額免除となる。この施設の種類が4類型ある。

② 裁量免除

死亡又は重度の心身障害のため修学資金返還が出来なくなった場合、免除施設において修学資金の貸与を受けた期間以上看護職員の業務に従事した場合は、返還すべき額の全部又は一部を免除する。

- 修学資金の返還 :

退学、辞退、死亡等により修学資金の貸与契約が解除されたとき、養成施設を卒業後、1年以内に看護職員免許を取得しなかったとき、看護職員の免許取得後、直ちに免除施設において看護職員の業務に従事しなかったとき、返還免除となる前に免除施設において看護職員の業務に従事しなかったとき、2分の1免除施設において看護職員の業務に従事したときは2分の1の返還を行う。
(平成13年度末貸付残高) 2,658,663千円

【指摘または意見】

(39) 適切な台帳管理による残高管理を行うべきもの

毎年百人以上の修学資金貸与決定者があるにもかかわらず、返還免除申請は平成13年度実績で45件と低調である。これは、免除要件が満たされていないでも免除申請を出さない者、返還義務が生じたにもかかわらずその届出をしない者が多数存在することを意味する。

現在、県においては、当然に行うべき返還免除及び返還の届け等を提出しているかどうかの確認が徹底されていない、また貸付相手先別の残高一覧表を作成していない。そのため、貸付残高のうち、返還義務者に対し返還要請すべきもの、返還免除となり貸付金から落とすべきものなどの内訳が総括的に確認できない。

担当者から概算で修学中につき貸付途中の者が366人程度、就業中で返還猶予となつていいる者が1,050人程度、返還義務者が99人程度、滞納者が21人程度との説明を受けた。

これら1,536人で貸付総額である2,658百万円を割ると一人あたり173万円くらいの残高があることになり、概要の貸付金額で大学院修学資金の利用がほとんど無いことを考えると不自然である。貸付残高の中には多くの手続未済のものがあることが想定される。すなわち、免除対象となつても免除申請を提出しないので県の方で免除の手続が行われず貸付金として残っているもの、返還義務が生じたにもかかわらず県に報告をせず、県の方で返還の請求を行っていないもの等が長年に渉り累積されたものがあると推測される。

最低限、貸出相手先別明細、修学途中貸出金明細等の台帳を作成し、貸出先全件について修学中、就業中、返還免除に該当、2分の1免除に該当、返還中、滞納中

かを在学証明、就業証明等でチェックし、洩れなく返還免除、返還要請の手続きを取るべきである。
 また、貸付の概要に記載のとおり免除と返還の条件が細かく規定されており、複雑である。免除の条件等は当然細かく規定され厳密に運用されるべきものと思われるが、それが複雑さゆえに制度の運用に支障をきたすものとなればかえって問題であり、制度の仕組み自体の見直しを含めた検討が必要と考える。

26. 住宅供給公社事業資金貸付金 (No42)

<土木部 住宅課>

【概要】
 住宅供給公社の事業運営資金として単年度貸付（毎年返済して貸付けているが）で30億円を無利子（公社財産の簿価抑制一金利部分が土地に上乘せされるのを抑制するため）で貸し付けている。

【指摘または意見】

(40) 住宅供給公社事業資金貸付のあり方につき検討すべきもの
 公社の財政状態はバブル崩壊による土地価格の下落等により破綻をきたしている。平成13年度までの地方住宅公社法施行規則（平成14年度は適用）では、公社の分譲地の販売は保有資産の簿価を基準とした価格での販売が原則であり、これにより難しい場合には知事の承認を得て別途販売価格を設定することが出来ることとなっていた。
 このため、市場価格での売却が困難であった。
 平成14年3月の地方住宅公社法施行規則の一部改正により、譲渡の対価については、「近傍同種の住宅の価額と均衡を失しないよう定めることとし、これにより難しい場合には、宅地の取得、整備、建設等に要した費用等を基準として定めることが出来る。」こととなり、平成15年4月1日より全面的に適用されることとなった。
 そのこととの関連でこの貸付金については、その目的、金額を含めて、そのあり方を検討すべきものと考ええる。

27. 住宅新築資金等原資貸付金 (No43)

<土木部 住宅課>

【概要】
 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する県内の対象地域に居住する住民及び対象地域外に居住する対象地域の出身者で当該地域の属する市町村内に居住するもので市町村長が認めるものの環境の整備改善を図るため、当該居住者の住宅の新築若しくは改修又は住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の貸付を行う市町村に対し、県が必要な原資の貸付を行い、もって公共の福祉に寄与する事を目的とする。
 市町村が、同和関係者に対する住宅新築資金の貸付けを行い、その貸付額の6分の5の額を県が市町村に貸付ける。県は各市町村からの借入申請に基づき資金を交付し、25年間で返還される仕組みである。